

優良ドライバー認定制度 Q & A

I. 新規推薦及び継続推薦に共通なもの

Q 1. 運転記録証明書は、過去に取得したものを添付してもよいか

A 1. 運転記録証明書の写し（本年9月11日から11月30日の間発行のもの）を添付してください。

※但し、上記期間より前（本年4月1日から9月10日）に交付された運転記録証明書につきましては、交付日から申請期間までの間は「無事故・無違反」である旨の自認書（「様式7」又は、複数名の場合は「様式7」及び「様式7別紙」）を添付して下さい。

Q 2. 運転記録証明書は、写しでもよいか

A 2. 写しで構いません。原本は会社にて保管されご活用ください。

Q 3. 運転記録証明書の代わりに、無事故・無違反証明書を添付してもよいか

A 3. 規程にあるとおり、『運転記録証明書』をお願いします。

Q 4. 運転記録証明書の備考欄に「○印の違反は、2年以上の無事故・無違反者に対する特例により点数計算はされません」と記載されている場合は、無違反として扱い申請してもよいか

A 4. 点数計算がされていなくても、違反の事実がありますので申請できません。

Q 5. 申請から11月30日までの間に事故や違反を惹起した場合、あるいは本人が退職した場合は、取り下げ申請が必要か

A 5. 違反及び退職の場合は、速やかに取り下げ申請をしていただく必要があります。但し事故の場合で、先方に明らかな責任がある場合（当方が第二当事者等）は相談事案とさせていただきますので、県ト協まで問い合わせ願います

Q 6. 様式7及び様式7別紙の自認書の個人印は、シャチハタでもよいか

A 6. シャチハタ以外をお願いします。

Ⅱ. 新規推薦にかかるもの

Q 7. 貨物自動車運送事業者の運転者として10年以上在籍し、かつ直近5年間において無事故・無違反である方とは、いつの時点のことをいうのか

A 7. 申請（更新）受付の最終日（11月30日）を基準にしてください。

Q 8. 本社が県外にある事業所の場合、推薦書の代表者名は所長名でもよいか

A 8. その事業所における責任的地位にある方（支店長、所長等）が推薦してください。
なお押印は推薦者の個人印（シャチハタは除く）をお願いします。

Ⅲ. 継続推薦にかかるもの

Q 9. 認定された運転手が退職しました（します）。ステッカー等はどのように処理すればいいのか

A 9. 認定は個人の資格ですが、在職していることが条件になりますので、①認定証、②ステッカー、③胸章の3点を県ト協まで速やかに返納ください。なおステッカーは、上手く剥がすことができず破損等が想定されますのでその場合は自社で処理していただいて結構です（返納には及びません）。

Q 10. 運転者から外れた場合は、どのような手続きを行えばよいですか

A 10. 認定証、胸章、ステッカー全て返却願います。

Q 11. 違反した場合は、どの時点で返納を行えばよいですか

A 11. 違反した場合は、すみやかに返納して下さい。

Q 12. 結婚等により氏名等に変更が生じた場合や破損等の場合は、どのようにすればよいですか。

A 12. 優良ドライバー認定者の認定事項変更報告書（兼再交付申請書）（様式4）に旧姓が分かる書類（※）を添付して申請して下さい。

なお、ステッカー等の再交付には実費をお願いすることとなりますので、印刷費等を圧縮するため、新規認定者決定に併せてまとめて作成をさせていただきます。

※運転免許証、戸籍抄本、住民票などの写し

Q 13. 胸章、ステッカー等紛失した場合は、ペナルティーはありますか

A 13. ペナルティーはありません。

Q 1 4 . 事業用の許可を取得する以前から、自家用として事業を行っていた場合、勤続年数としてカウントしてもよいか

A 1 4 . 事業用許可を取得してから 1 0 年とさせていただきます。

Q 1 5 . 認定証等の再交付を受ける場合、手数料の実費負担とありますが、負担金額はいくらになりますか。

A 1 5 . 認定証：100 円、ステッカー：500 円、胸章：500 円